

土砂災害から身を守ろう 町内の危険な区域を指定

県では、「土砂災害防止法」に基づき、町内137カ所を「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」に指定しました。これは、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や建築物の建築規制を行うことで、住民の生命を守るためのものです。なお、指定された区域は下表のとおりです。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合、住民の生命・身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。土砂災害に関する情報の伝達やハザードマップ（避難経路図）の作成など、警戒避難体制が整備されます。なお、建築物に対する規制はありません。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合、建築物の損壊や生命・身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。宅地分譲や福祉施設の建設などの開発行為は、県知事の許可が必要となるほか、居室のある建築物を新增築する場合、想定する土砂の衝撃に対して安全な構造であるかどうかの建築確認が必要となります。

指定区域に住む皆さんは

自分が住む周辺の斜面、渓流などをよく点検するとともに大雨のときは防災に関する情報に注意し、危険を感じたら「早めの避難」を心掛けましょう。

◆**問い合わせ** 町建設課庶務係（☎82-3111内線233）へ。

◆土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の位置

地区	おおむねの位置	地区	おおむねの位置
荒川	第4、11地割	飯岡	第1、2、6～9、13地割
石峠	第3地割	境田町	伝作鼻
豊間根	第1、3、15～18地割	山田	第3、14～18、20地割
大沢	第1～11地割	織笠	第1、8、11～14、19、22、23、25、27地割
後楽町 八幡町	寺小路 八幡下	船越	第2～6、10～16、19、21～23地割

※指定された区域は上表位置の中の一部です。詳しい指定区域などについてはお問い合わせください。



大雪で押しつぶされたビニールハウス（豊間根地内）

大雪で被災した農家に 再建費など支援します

町では、昨年末から年始にかけての大雪で、農業施設や畜産物などに被害を受けた農家の方を対象に支援を行います。対象となるのは▽全半壊した農林業用ビニールハウスや畜舎など農業施設の再建費▽圧迫死亡した繁殖用素牛の再導入経費――などで、事業を継続して行う農林業、畜産業を営む農家です。支援を受ける

には町への申請手続きが必要となります。詳しい内容などについては、お問い合わせください。
▽支援内容 農林業施設などの再建に係る資材代や繁殖用素牛などの再導入にかかる費用の2分の1
▽申請受付期間 2月28日まで
◆**問い合わせ** 町農林課農業振興係（☎82-3111内線211）へ。

町長室から

昨年末から年始にかけての低気圧、大雪によって本町でも大きな被害が発生しました。漁船の転覆や養殖施設の破損、農業用パイプハウスや牛の畜舎の全半壊など農林漁業の被害額は約1億860万円にも達しました。1月6日には被災農家全戸を訪問して被害状況の確認とお見舞いを申し上げたところ、農作業が始まる春に向けて、一日も早く復旧作業ができるように町としての支援策をまとめ1月31日の臨時議会に補正予算を提出しました。また、25日には昆町議会議長、生駒三陸やまだ漁協組合長の同行をお願いして岩手県知事に対して復旧支援の要望を行ったところです。▼外は厳寒が続いていますが、19日に町長室に一早早く春が届きました。大浦の方からかれんな花をつけた紅梅の小枝10本をいただいたものです。町内で一番早く咲く梅だとか。訪れたお客様顔もほころんでいます。

山田町長 沼崎 喜一